

建設リサイクル法の届出・通知がオンラインでできます！ (パソコン・スマートフォンから24時間ご利用可能です)

令和7年9月1日から愛知県に届出・通知する工事は
「あいち電子申請・届出システム」で手続きできます

従来どおり窓口
でも受け付けます

★検索又は二次元コードから URL にアクセスしてください

愛知県 建設リサイクル法 オンライン申請

検 索



<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kensetsurecycleonline.html>

工事着手の7日前までに
届出してください。
内容確認後に、ステッカー
を発行しますので、余裕を
もって手続きしてください。

※ 愛知県が届出・通知先となる手続きに限りしますのでご注意ください

■ 届出・通知の対象となる建設工事は次のとおりです。

対象建設工事(特定建設資材が使用されている又は使用するもの)

特定建設資材とは

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

建築物の解体工事	床 面 積 ≥ 80 ㎡
建築物の新築・増築工事	床 面 積 ≥ 500 ㎡
建築物の修繕・模様替工事	請負金額 ≥ 1 億円
土木工事・その他の工作物の工事	請負金額 ≥ 500 万円

■ 工事場所の市町村を所管する建設事務所に電子申請してください。

※建築工事の書面申請は、従来どおり
各市町村が窓口です。

工事	建設事務所	所管する市町村
建 築 工 事	尾張建設事務所 建築課	尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 (*)瀬戸市、小牧市、江南市、稲沢市
	知多建設事務所 建築課	常滑市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 (*)半田市、東海市、大府市
	西三河建設事務所 建築課	碧南市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町 (*)刈谷市、安城市、西尾市
	東三河建設事務所 建築課	蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村 (*)豊川市
土 木 工 事・ そ の 他 の 工 作 物 の 工 事	尾張建設事務所 維持管理課	瀬戸市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町
	一宮建設事務所 維持管理課	犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町
	海部建設事務所 維持管理課	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
	知多建設事務所 維持管理課	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	西三河建設事務所 維持管理課	西尾市、幸田町
	知立建設事務所 維持管理課	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
	豊田加茂建設事務所 維持管理課	みよし市
	新城設楽建設事務所 維持管理課	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
	東三河建設事務所 維持管理課	豊川市、蒲郡市、田原市

(注意事項)

- 工事場所が名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市の場合は各市で手続きしてください。
- 限定特定行政庁(*のある市)については、以下の建築物に該当するものは各市で手続きしてください。
 - ・地階を除く階数が2以下かつ高さ16m以下である延べ面積300㎡以下の木造建築物(2号建築物の一部)
 - ・平屋で延べ面積200㎡以下の都市計画区域等内にある建築物(3号建築物)
- 建築工事と土木工事を同時に行う場合は、それぞれの申請フォームから手続きしてください。

↓裏面へ続く

■ 以下のファイルを事前に準備してから手続きしてください。

※電子申請には添付ファイルが必要となります。「doc」「xls」「xdw」は添付できませんのでご注意ください。

添付可能なファイル形式は、png, jpg, jpeg, gif, heif, heic, pdf, docx, xlsx, pptx, zip のみです。

届出

1. 委任状(任意様式) ※委任する場合のみ
2. 別表1, 2, 3 ※該当する工事の別表のみ(様式は HP に掲載)
3. 工程表(任意様式) ※工程を申請フォームに直接入力する場合は不要
4. 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示)
5. 設計図(配置図及び立面図又は基準階平面図)又は写真(全体的な外観写真を1枚以上「全景×2、遠景+近景、又は全景+内部」の2面程度が望ましい)

通知

- ・ 様式イ,ロ (様式は HP に掲載)

届出書・通知書の内容は申請フォームに直接入力しますので、作成不要です

■ 留意事項(次の事項にご留意いただき電子申請を行って下さい。)

届出・通知の内容確認について

- ・ 申請手続き完了後、県の担当窓口で内容確認を行います。内容に不備等がある場合、別途メール又は電話にてご連絡を差し上げることがあります。
- ・ 閉庁日・閉庁時間に申請する場合の内容確認は翌開庁日以降になりますので、余裕をもって手続きを行ってください。
- ・ 申請した内容は記録として保管してください。副本への受領印や受領票の発行は行いませんのでご了承ください。
- ・ 電子申請サービスGrafferのアカウントを登録すると、内容の一時保存や申請履歴が確認できますので「Graffer アカウントを使用したログイン」を推奨します。

電子申請システムの手続きの流れについて

- ・ 申請日が受付日(届出日)となります。ただし、申請内容に不備等があった場合、再申請が必要となる場合があります。
- ・ 手続き後、「交付物発行のお知らせ」メールが届きましたら、【建設リサイクル法届出・通知済ステッカー】をメールに記載のURLからダウンロードしてください。(※発行までに数日間かかる場合があります。また、窓口でのステッカーの発行は行いませんのでご了承ください。)
- ・ 処理完了お知らせメールが届きましたら、届出・通知の手続きは完了です。

【建設リサイクル法届出・通知済ステッカー】の発行について

- ・ 電子申請の場合、ステッカーを各自でダウンロードし、印刷する必要があります。
- ・ ダウンロードしたステッカーをカラー印刷(※カラー印刷ができない場合は白黒でも可)し、工事現場の標識等の見やすいところに掲示してください。

【建設リサイクル法届出・通知済ステッカー】の見本



※建設リサイクル法の詳細は建築局建築指導課 WEB サイトをご覧ください

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/0000025019.html>

◆お問い合わせ：愛知県建築局建築指導課 建築環境グループ

T E L : 052-954-6570 メール: kenchikushido@pref.aichi.lg.jp

(オンライン手続きの流れ)

